

新 産 号 外
令和3年8月6日

関 係 各 位

新 潟 市 長
(担当:産業政策課)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
営業時間短縮の協力要請について

新潟県から、営業時間短縮の協力要請が発出されたことから、別紙のとおり要請内容についてご案内いたします。

関係事業所様への周知にご協力くださいますよう、お願いいたします。

記

1. 要請期間

令和3年8月 10日(火)0時から 8月 23日(月)24時(14日間)

2. 要請内容(詳細は別紙にてご案内いたします)

午前5時から午後8時までの時間短縮営業(酒類の提供は午後7時まで)

※従前より、午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業している店舗は協力要請の対象外。

※新潟県の「**にいがた安心なお店応援プロジェクト**」認証飲食店(申請中を含む)については、午前5時から午後9時までの時間短縮営業(酒類の提供は午後8時まで)、従前の営業時間が午後8時を超え午後9時以内の場合は、午後8時までの時間短縮営業(酒類の提供は午後7時まで)。

3. 協力金について(詳細は別紙にてご案内いたします)

申請手続きの詳細は、新潟市ホームページにて順次ご案内いたします。

新潟市 第2期協力金

検 索

- ・申請受付 8月24日(火)から(予定)
- ・お問合せ専用ダイヤル 現在、開設準備中です

4. 飲食店への周知について

5日(木)に市内の全飲食店に向けて、文書にて郵送しています。

問合せ先 産業政策課 企画係(直通:025-226-1610)